第三十条の十七第三項の規定による帳簿の備付け	
第三十条の十七第四項の規定による帳簿の保存	
（略）	（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
覚醒剤取締法	
（略）	（略）
第三十条の十七第二項の規定による帳簿の記入	
第三十条の十七第三項の規定による帳簿の記入	
（略）	（略）

（新設）	
第三十条の十七第三項の規定による帳簿の保存	
（略）	（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
覚せい剤取締法	
（略）	（略）
第三十条の十七第二項の規定による帳簿の記入	
（新設）	
（略）	（略）

（独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（他の省令の準用）	（他の省令の準用）
第二十条　次の各号に掲げる省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。	**第二十条**　次の各号に掲げる省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第二十三条並びに第二十六条第一項第十七号及び第十八号	五　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第十四条並びに第十七条第一項第十六号及び第十七号
七～十三　（略）	七～十三　（略）

2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

覚醒剤取締法施行規則第二十三条第二項	主務大臣	当該覚醒剤施用機関を開設する独立行政法人地域医療機能推進機構
（略）	（略）	（略）

覚せい剤取締法施行規則第十四条第二項	主務大臣	当該覚せい剤施用機関を開設する独立行政法人地域医療機能推進機構
（略）	（略）	（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正）

第七条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～二百七十七　（略）	一～二百七十七　（略）
二百七十八　（一Ｈ－インドール－三－イル）（ナフタレン－一－イル）メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。	二百七十八　（一Ｈ－インドール－三－イル）（ナフタレン－一－イル）メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。
イ　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚醒剤	イ　覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚せい剤
ロ～ト　（略）	ロ～ト　（略）
（表略）	（表略）